

公告日：令和4年12月2日

「平野市町抽水所外周植栽工事」

1. 設計図書の一部に記載誤りがありました。修正しておりますので、下記正誤表をご確認ください。

番号	訂正箇所	誤	正
1	「7.作業体制について」から始まるページの記載ページ間違い	特記仕様書（9）の次ページに記載	特記仕様書（1）の続きとして次ページに記載
2	産業廃棄物処理の搬出条件等	記載漏れ	特記仕様書（10）として追加

別紙

公園工事		情報共有システム入力	紙媒体での資料提出
1	施工計画書	○	○
2	建設発生土等処理関係書類	—	○
3	産業廃棄物関係書類	—	○
4	出来形管理報告書	—	○
5	品質管理報告書	—	○
6	材料納入関係資料	—	○
7	工事写真（ダイジェスト含む）	○	○
8	安全訓練実施報告書	○	—
9	工事月報	—	○
10	休日・夜間施工届 実施報告書	○	—
11	再生資源利用促進計画書 実施書	○	—
12	建退共関係資料	○	—
13	現場発生品調書	—	○
14	工事打合せ簿	○	—
15	休暇中の現場管理報告書	○	—
16	工事履行報告書	—	○

- ・ 情報共有システム入力「○」、紙媒体での資料提出「○」については、あらかじめ紙媒体を監督職員に提出・確認後、「工事打合せ簿」を表紙に用いて報告内容を PDF で添付して情報共有システムにより提出処理を行うこと。
- ・ 情報共有システム入力「○」、紙媒体での資料提出「—」については、「工事打合せ簿」を表紙に用いて報告内容を PDF で添付して情報共有システムにより提出処理を行うこと。
- ・ 休日・夜間施工実施報告書は、書面を情報共有システムにより提出処理し、当日工事写真は Web 地図機能を利用して収納すること。
- ・ 本表にかかわらず情報共有システムの活用により事務処理の効率化が図られると考えられる書類は、監督職員と協議のうえ、情報共有システムで処理できるものとする。但し、情報共有システム入力「○」については、必ず情報共有システムで処理すること。
- ・ 本表に該当しない書類は、監督職員と別途協議すること。

7. 作業体制について

作業現場周辺の周辺環境を把握し、必要があれば作業内容の事前周知に努めること。
なお、この場合は監督職員からの指示によるものとする。

8. 工事内容について

(1) 敷地造成工

掘削工 (t=200mm) において、歩道に面しており重機の使用ができないため、人力掘削後、場内へ人力運搬を行い、場内にて2t 積級ダンプトラックに積込みを行うこと。
作業時は、通行者に注意すること。
また、建設発生土は再生資源化施設へ搬入し適正に処理するものとする。

(2) 植栽工

埋込型樹名板の埋込位置については、監督職員の指示による。

(3) 交通誘導警備員

本工事における交通誘導警備員の配置は下記のとおり計上している。ただし、地元協議、所轄警察の許可条件により、特別な条件がついて場合は、別途協議を行う。
・交通誘導警備員 B・・・10人

9. 社会保険の加入について

- (1) 発注者と本契約を締結した受注者は、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る。）の社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。以下同じ。）の加入状況を確認し、発注者に報告しなければならない。
- (2) 前項の報告において、やむを得ず、社会保険の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険に未加入である旨を大阪市に報告するとともに未加入である旨を大阪市が社会保険担当機関に通報することを周知しなければならない。
(発注者：大阪市 受注者：請負者)

特記仕様書(1)

1. 適用

本工事は、大阪市建設局作成による以下の仕様書に基づき、施工しなければならない。

- ・ 工事請負共通仕様書（令和3年3月）

【工事請負共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000513447.html>

2. 施工時間帯

本工事は、施工時間帯は以下のとおりとする。

昼間施工	全工事
夜間施工	
昼夜間施工	

3. 時間的制約について

本工事における時間的制約条件については、次表のとおりとしている。

ただし、各関係機関との協議の結果、一般交通への影響、通勤・通学時間帯の確保、周辺地域の生活、各種営業活動の確保により条件に変更が生じた場合は、別途協議を行う。

時間的制約を受けない	全工事
時間的制約を受ける施工箇所	
著しく時間的制約を受ける施工箇所	

4. 現場環境改善費について

適用なし

適用あり 特記仕様書「工事現場の現場環境改善について」参照

5. 建設副産物の処分について

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

6. 不適正契約事案発生防止対策について

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の建設局総務部総務課（連絡先：06-6615-6436）に報告しなければならない。

7. 作業体制について

作業現場周辺の周辺環境を把握し、必要があれば作業内容の事前周知に努めること。

なお、この場合は監督職員からの指示によるものとする。

8. 工事内容について

(1) 敷地造成工

掘削工 (t=200mm) において、歩道に面しており重機の使用ができないため、人力掘削後、場内へ人力運搬を行い、場内にて2t積級ダンプトラックに積込みを行うこと。

作業時は、通行者に注意すること。

また、建設発生土は再生資源化施設へ搬入し適正に処理するものとする。

(2) 植栽工

埋込型樹名板の埋込位置については、監督職員の指示による。

(3) 交通誘導警備員

本工事における交通誘導警備員の配置は下記のとおり計上している。ただし、地元協議、所轄警察の許可条件により、特別な条件がついて場合は、別途協議を行う。

・交通誘導警備員 B・・・10人

9. 社会保険の加入について

(1) 発注者と本契約を締結した受注者は、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る。）の社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。以下同じ。）の加入状況を確認し、発注者に報告しなければならない。

(2) 前項の報告において、やむを得ず、社会保険の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険に未加入である旨を大阪市に報告するとともに未加入である旨を大阪市が社会保険担当機関に通報することを周知しなければならない。

(発注者：大阪市 受注者：請負者)

特 記 仕 様 書 (1 0)

1. 産業廃棄物処理の搬出条件等

1) 本工事の搬出条件は、下記表を見込んでいる。

産業廃棄物の種類	街路区間 運搬距離	高速区間 運搬距離	備考
がれき類 アスファルト殻(破碎)	. km	. km	
がれき類 コンクリート殻(無筋)	. km	. km	
がれき類 コンクリート殻(有筋)	. km	. km	
路盤材(スラグ系)	. km	. km	
汚 泥	. km	. km	
泥 水	. km	. km	
発 生 土	8.8km	. km	

ただし、上記運搬距離等については、積算条件を参考に例示したものであり、請負者の処分先を拘束するものではなく、請負者の都合により変更する場合においては、設計変更の対象としない。